

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

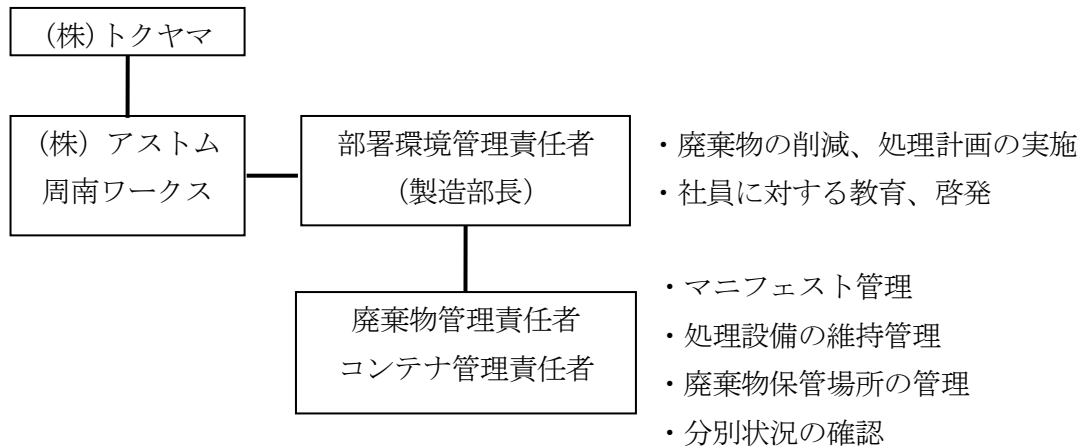
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 10日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所	東京都港区西新橋 2－6－2
氏 名	株式会社アストム 代表取締役 高岡 智浩
電話番号	0 8 3 4－3 4－2 3 3 3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	株式会社アストム 周南ワークス
事 業 場 の 所 在 地	周南市御影町 1 番 1 号
計 画 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	1 6 3：有機化学工業製品製造業
② 事 業 の 規 模	製品出荷額：3 5 億円
③ 従 業 員 数	9 4 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各製造工程 → 廃油 廃酸 → 外部委託 (中間処理) → 外部委託 (最終処分)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※(株)トクヤマ徳山製造所の環境管理システムに準ずる



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙2のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 工程内リサイクルの検討、推進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙2のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 新規発生量の抑制を考慮したプロセスの検討		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 普通産業廃棄物との分別を徹底し保管
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現在まで実施してきた分別の維持管理の徹底

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施していない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特別産業廃棄物の中間処理は実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施の予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に実施していない		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	別紙2のとおり		
	(これまでに実施した取組) ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する ・処理の適正化に向け委託先へのヒヤリングにより処理状況等を確認する		

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	全 処 理 委 託 量	t	t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり			
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t		
	(今後実施する予定の取組) ・法改正等の情報収集を密にし、適正処分の確保に努める ・可能な範囲で優良認定事業者へ委託する ・委託先へ廃棄物の性状等の情報提供をし、事故防止に努める ・極力、再生利用、熱回収ができる業者へ委託する				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	96 t			
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェストを使用する				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	株式会社アストム 周南ワークス	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	製造業
-------------	-----------------	----------	-----	-------	-----

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	95.683	100.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	95.683	100.000	95.683	100.000	0.000	0.000	0.083	0.100	95.600	100.000
	廃酸	0.045	0.100	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.045	0.100	0.045	0.100	0.000	0.000	0.045	0.100	0.000	0.000
	廃アルカリ	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	感染性産業廃棄物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	PCB	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	PCB汚染物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	PCB処理物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	廃石綿等	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	有害産業廃棄物	0.001	0.010	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.010	0.001	0.010	0.000	0.000	0.001	0.010	0.000	0.000
	計 (B)	96	100	0	0	0	0	0	0	0	0	96	100	96	100	0	0	0	0	96	100